め、同号を同条第十五号とし、同条中第二十二号を第十六号とし、第二十三号から第四十二号までを六号ずつ繰り上げ、同条第四十三号中「第四十号及び第四十一号」を「第三十四号及び第三十五号」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条中第四十四号を第三十八号とし、第四十五号から第五十六号までを六号ずつ繰り上げ、同条第五十七号中「第四十五号」を「第三十九号」に改め、同号を同条第五十一号とし、同条中第五十八号を第五十二号とし、第五十九号から第七十九号までを六号ずつ繰り上げ、第七十九号の二を第七十四号とし、第七十九号の三を第七十五号とし、第八十号から第八十五号までを四号ずつ繰り上げ、同条第八十六号中「第八十一号」を「第七十七号」に改め、同号を同条第八十二号とし、同条中第八十七号を第八十三号とし、第八十八号を削り、第八十九号を第八十四号とし、第八十九号の二を第八十五号とし、第九十号から第九十九号までを四号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、総務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第六条第一項中「第四条第十一号及び第十八号」を「第四条第一項第四号及び第十二号」に改め、同条第二項中「第四条第十八号」を「第四条第一項第十二号」に改め、同条第三項中「第四条第十九号」を「第四条第一項第十三号」に改め、同条第四項中「第四条第二十号」を「第四条第一項第十四号」に改める。

第八条第二項中「独立行政法人評価制度委員会」を「情報公開・個人情報保護審査会、官民競争入札等監理委員会又は独立行政法人評価制度委員会」に、「電波監理審議会」を「電波監理審議会、統計委員会」に改める。

第三章第二節中第五款を第九款とし、第四款を第八款とし、第三款を第七款とし、同節第二款の三中第十七条の三を第十七条の五とし、同款を同節第六款とし、同節中第二款の二を第三款とし、同款の次に次の二款を加える。

第四款　情報公開・個人情報保護審査会

第十七条の三　情報公開・個人情報保護審査会については、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五款　官民競争入札等監理委員会

第十七条の四　官民競争入札等監理委員会については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二十条の次に次の款名を付する。

第十款　統計委員会

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　統計委員会については、統計法（平成十九年法律第五十三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二十五条第一項中「第四条第十六号から第二十二号まで」を「第四条第一項第十号から第十六号まで」に改め、同条第二項中「第四条第十号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号」を「第四条第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで、第七十七号から第八十号まで及び第八十二号」に改める。

第二十八条第一項中「第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の三、第九十四号及び第九十九号」を「第四条第一項第五十七号から第六十六号まで、第六十八号から第七十号まで、第七十五号、第九十号及び第九十五号」に改める。

附則第二条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改め、同条第二項中「第三条」を「第三条第一項」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改め、同項の表平成十四年三月三十一日の項を削り、同表郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日の項中「郵政民営化法に」を「同法に」に改め、同条第三項を削る。

附則第四条を削る。

附則第五条第三項を削り、同条を附則第四条とする。

（法務省設置法の一部改正）

第七条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、法務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　法務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第十二号中「勾留」を「勾留」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、法務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第十八条第一項中「第四条第二十一号」を「第四条第一項第二十一号」に改める。

第二十一条第一項中「第四条第三十二号」を「第四条第一項第三十二号」に改める。

（外務省設置法の一部改正）

第八条　外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、外務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　外務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（財務省設置法の一部改正）

第九条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、財務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　財務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第四十五号中「並びに」を「及び」に改め、同条第五十五号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条中第六十二号及び第六十三号を削り、第六十四号を第六十二号とし、第六十五号から第六十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、財務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第十三条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に、「第六十七号」を「第六十五号」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第十四条第二項中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第十六条第一項中「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に、「第六十五号及び第六十七号」を「第六十三号及び第六十五号」に改める。